名　称	**北区福祉部障害福祉課 王子障害相談係**　　運営主体：北区		
施設種別	区役所		
設置目的	心身に障害のある方の総合的な相談に応じ、さまざまなサービスの提供を行っています。		
住　所	〒114-8508　北区王子本町 1-15-22 第一庁舎 1 階 1 番～3 番		
電　話	０３－３９０８－１３５９（医療担当・窓口１番） ０３－３９０８－９０８１（給付担当・窓口２番） ０３－３９０８－１３５８（地区担当・窓口３番）	FAX	０３－３９０８－５３４４
受付時間	月曜日～金曜日　8：30～17：00		
休　み	土・日・祝日・年末年始		
概　要	**《心身に障害がある方への主なサービス》** ○ 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用 ホームヘルプ、ショートステイ、施設への通所・入所など（介護保険が優先します） ○ 心身障害者の医療費助成 ○ 心身障害者福祉手当支給、補装具費支給※、日常生活用具支給※、 福祉タクシー券交付、紙おむつ支給※、ガソリン券交付 訪問入浴※、訪問理美容※、寝具乾燥※　など （※介護保険・高齢者福祉サービスが優先します） ○ 自立支援医療の給付 ○ 難病医療費助成申請 ○ 障害者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談 ○ 障害を理由とする差別に関する相談 ○ 手話通訳連絡所（聴覚障害のある方の意思疎通を手話で支援します）		

王子障害相談係　～アクセス～

○京浜東北線 王子駅北口より徒歩 5 分

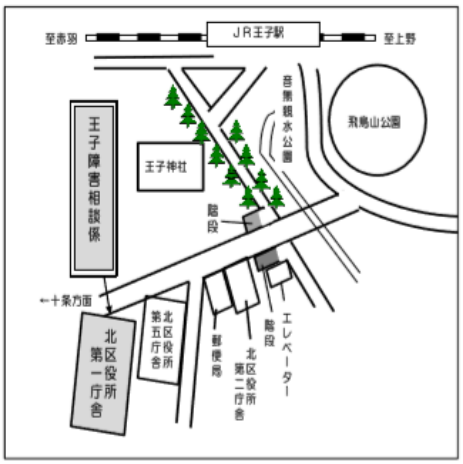

【ホームページ】http://www.city.kita.tokyo.jp/

令和 7 年 4 月現在

名　称	**北区福祉部障害福祉課 赤羽障害相談係** 運営主体：北区		
施設種別	区役所（赤羽会館内）		
設置目的	心身に障害のある方の総合的な相談に応じ、さまざまなサービスの提供を行っています。		
住　所	〒115-0044　北区赤羽南 1-13-1 赤羽会館 6 階		
電　話	０３－３９０３－４１６１	FAX	０３－３９０３－０９９１
受付時間	月曜日～金曜日　8：30～17：00		
休　み	土・日・祝日・年末年始		
概　要	**《心身に障害がある方への主なサービス》** ○ 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付 ○ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用 ホームヘルプ、ショートステイ、施設への通所・入所など（介護保険が優先します） ○ 心身障害者の医療費助成 ○ 心身障害者福祉手当支給、補装具費支給※、日常生活用具支給※、福祉タクシー券交付、紙おむつ支給※、ガソリン券交付、訪問入浴※、訪問理美容※、寝具乾燥※など （※介護保険・高齢者福祉サービスが優先します） ○ 自立支援医療の給付 ○ 難病医療費助成申請		

赤羽障害相談係　～アクセス～

○埼京線、京浜東北線、高崎線、宇都宮線赤羽駅南改札口（東）より徒歩 5 分
赤羽会館 6 階

【ホームページ】http://www.city.kita.tokyo.jp/

令和 7 年 4 月現在

名　称	滝野川地域障害者相談支援センター　　運営主体：北区		
施設種別	区役所（委託事業）		
設置目的	年齢・障害種別にかかわらず、総合的な相談に応じています。		
住　所	〒114-0024　北区西ヶ原 4-51-1		
電　話	０３－４３３４－６５４８	FAX	０３－４３３４－６５４９
設置年月	平成 27 年 4 月 1 日	利用定員	なし
利用時間	9：00～18：00	休　み	日曜日・祝日・年末年始
利用対象者	年齢・障害種別問わず		
概　要	○総合的な相談 年齢・障害種別にかかわらず、さまざまな相談に対応します。 ○申請の手続き 障害福祉サービス、訪問理美容、寝具乾燥給付、マッサージ等経費助成、おむつ支給、タクシー券、ガソリン券、重度身体障害者緊急通報システム等の申請手続きができます。 ※タクシー券、ガソリン券、マッサージ券は申請後の郵送となります。 担当地域 西ヶ原、上中里、中里、昭和町、田端新町、東田端、田端		

就労・生活支援センター 飛鳥晴山苑内　滝野川地域障害者相談支援センター　～アクセス～

○都電荒川線 西ヶ原 4 丁目駅より徒歩 5 分

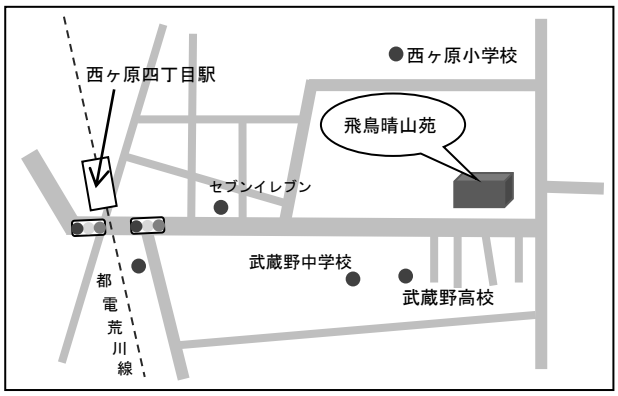

【ホームページ】http://www.city.kita.tokyo.jp/s-fukushi/takinogawasyougaisoudansenta.html

令和 7 年 4 月現在

名　称	**北区立障害者福祉センター**		運営主体：北区
施設種別	障害者福祉センター（複合施設）		
設置目的	身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設です。子どもセンター、ふれあい館、高齢者あんしんセンターなども併設され、地域の方々が広く利用できる複合施設として利用されています。		
住　所	〒114-0032　北区中十条 1-2-18		
電　話	０３－３９０５－７１１１	FAX	０３－３９０５－７１１６
設置年月	昭和 63 年 4 月（事業開始 6 月）		

概　要

○庶務相談係　施設管理、施設提供事業、区立障害福祉施設の管理等を行っている。

○支援係　生活介護事業（重度の身体障害者を対象に日常の介助及びパソコン、籐芸、レクリエーション等を通じて、生活の質の向上に努めている。）就労・日中活動編 P24 参照

○事業係　中軽度の障害者に対し、創作的活動、教養の向上、レクリエーション活動などを行うほか、手話講習会、障害者週間記念事業として、障害者作品展等を実施している。また、高次脳機能障害や軽度の若年性認知症と診断された方に対し機能訓練を実施している。

施　設　名　等		開 室 日	開 室 時 間	休 室 日	定 員
生きがいづくり事業	作業訓練室	※月～金	9：00～16：00	土・日・祝・年末年始	※
生活介護事業	支援室	月～金	9：00～16：30	土・日・祝・年末年始	42 人
高次脳機能障害訓練及び相談	機能訓練室	月～金	9：00～16：00	土・日・祝・年末年始	35 人
施設の提供	和　室	毎　日	9：00～21：00	年末年始ほか	20 人
	洋　室				15 人
	録音・音楽室				20 人
	浴室（リフト付き）		9：30～16：00		1 人
	ボランティア室		9：00～21：00		10 人

※趣味の講座・事業により定員・開室日は異なるので、お問い合わせください。

障害者福祉センター　～アクセス～

○京浜東北線 東十条駅より　徒歩約 10 分

○京浜東北線 王子駅より　徒歩約 15 分

国際興業バス「赤羽駅西口行」で「南橋」下車徒歩約 1 分

北区コミュニティバス「障害者福祉センター」下車徒歩約 1 分

※北とぴあ前より、障害者福祉センター無料送迎バス

（平日のみ 1 日 4 本）

○埼京線 十条駅より 徒歩約 10 分

国際興業バス「王子駅行」で「南橋」下車徒歩約 1 分

【ホームページ】https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/disabilities/1008744/1008760/1008767.html

令和 7 年 4 月現在

名　称	**北区障害者地域活動支援室支援センターきらきら**　運営主体：特定非営利活動法人 北区精神障害者を守る家族会飛鳥会		
施設種別	障害者地域活動支援センターⅠ型、相談支援事業、指定一般相談支援事業 北区障害者基幹相談支援センター（地域移行支援、地域定着支援）		
設置目的	障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活が送れることを目的とし、サービス提供にあたっては障害者の人権を尊重し、自己決定と権利擁護の視点に立った援助を行う。		
住　所	〒114-0032　北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター2 階		
電　話	０３－３９０５－７２０１・７２０２	FAX	０３－３９０５－７２０３
設置年月	平成 15 年 4 月	利用定員	制限なし（現在の登録者 465 名）
利用時間	月曜日～金曜日　10：00～18：00 土曜日　10：00～17：00	休　み	日・祝日・年末年始
利用対象者	・精神障害（通院している方）・知的障害、身体障害の方（手帳をお持ちの方）・難病の方		
利用手続	上記の連絡先にお問い合わせください。　※利用には登録等の手続きが必要です。		
利用料金	無　料（プログラム参加時実費負担あり）		
通所方法	単独で通所		
活動内容	《相　談》　医療の悩み、生活の困りごと、各種制度の利用、対人関係のことなど、電話や面接（原則として予約が必要）で相談できます。 《オープンスペース》　友だちとおしゃべりしたい、のんびり過ごしたいなど、気軽に利用できる空間を用意しています。 《プログラム》　食事会やおしゃべり会、趣味の講座を行います。その他、洗濯機・乾燥機の利用ができます。 《地域交流》　地域の人たちと一緒に行う行事があります。 《情報提供》　各種サービス、制度、地域の情報、パンフレット、関係書類等の閲覧ができます。 《その他》　ピアカウンセリング、ピア活動の支援。 《地域相談支援事業》　「地域移行支援」と「地域定着支援」の 2 種類があります。詳しくは職員におたずねください。 《精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業等》 《北区障害者基幹相談支援センターとの連携事業等》		

支援センターきらきら　～アクセス～

○京浜東北線
　東十条駅より徒歩 10 分
　王子駅より徒歩 15 分
○埼京線
　十条駅より徒歩 10 分

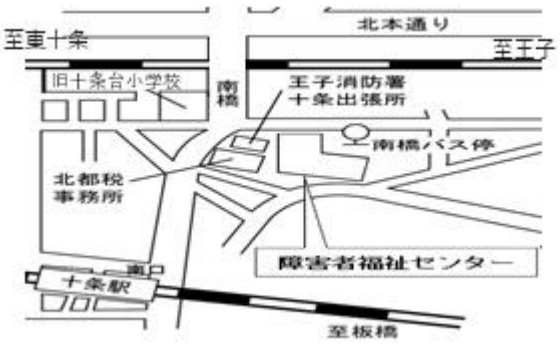

令和 7 年 4 月現在

名　称	北区障害者基幹相談支援センター　運営主体：特定非営利活動法人 ピアネット北		
施設種別	障害者基幹相談支援センター		
設置目的	北区障害者基幹相談支援センターは、障害者総合支援法第 77 条 2 の規定に基づき設置され、主に地域の障害のある方やそのご家族のご相談に応じ、また相談支援事業所をサポートするなど、北区内の関係機関と協力しながら、障害のある人の暮らしをさまざまな方法で支援します。		
住　所	〒114-0032　北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター2 階		
電　話	０３－３９０５－７２２６	FAX	０３－３９０５－７２２６
設置年月	令和 3 年 4 月 （北区障害者地域自立生活支援室より移行）	利用定員	制限なし
利用時間	月曜日～金曜日　10：00～18：00 第 2、4 土曜日　10：00～17：00	休　み	第 1、3、5 土曜日 日・祝日・年末年始
利用対象者	北区在住の障害のある方、ご家族、支援者・北区内の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所		
利用料金	無　料（プログラム参加時は材料費等、実費負担あり）		
活動内容	**●自立生活を支えるための各種相談・情報提供** 生活を支える障害福祉サービスの情報提供、利用の助言など生活全般に関する相談に応じます。相談の内容に応じて、適切な専門機関を紹介します。 **●地域の相談支援体制の強化の取組・人材育成** 障害のある方やそのご家族の地域生活を支援するため関係機関との連携を図ります。相談支援事業所へのサポートとして、相談のアドバイスや研修を行います。複雑な相談については、支援機関と連携して、適切な支援を提案します。 **●権利擁護・虐待防止の取組** 成年後見制度に関する講座など一般の方へ向けた講座を開催します。障害者の虐待に関する相談は、北区障害者虐待防止センターへつなぎます。 **●地域移行・地域定着の促進の取組** 障害者施設に入所・精神科病院に入院している方などの地域移行に向けた相談は、北区障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）へつなぎます。		

北区障害者基幹相談支援センター　～アクセス～

○京浜東北線
　東十条駅より徒歩 10 分
　王子駅より徒歩 15 分
○埼京線
　十条駅より徒歩 10 分

【ホームページ】http://www.peernet.or.jp/

令和 7 年 4 月現在

名　称	北区社会福祉協議会　　運営主体：社会福祉法人 社会福祉協議会		
施設種別	社会福祉協議会		
設置目的	社会福祉協議会は、誰もが住み慣れた地域で、安心して、幸せに暮らすことができるような取り組みや事業を行っています。		
住　所	〒114-0021　北区岸町 1-6-17		
電　話	０３－３９０６－２３５２（代表）	FAX	０３－３９０５－４６５３
設置年月	昭和 28 年 8 月　任意団体として北区社会福祉協議会設立		
受付時間	月曜日～金曜日　　8：30～17：15	休　み	土日・祝日・年末年始

概　要

『権利擁護センターあんしん北』

○福祉サービス利用援助事業

知的障害、精神障害の方が安心して地域で生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、年金証書などの書類預かり等の支援をします。

○成年後見制度利用支援事業

制度の説明や申立ての相談・支援を行っています。

『当事者活動への助成』

○歳末たすけあい募金による助成事業

障害当事者団体をはじめ、地域でささえあい活動や地域福祉活動を行う団体に対して、助成を行っています。

『支援や援助を必要とする方のために』

○友愛ホームサービス

地域の高齢者や障害者の方などを対象に日常生活の簡単な手伝いをする住民参加型の有償在宅福祉サービスです。地域の方がサポートスタッフとして登録し、家事や外出付き添いなどのサービスを提供しています。

○ハンディキャブの貸出

車椅子ごと乗車できるワゴン車をお貸しします。

○車椅子の貸出

北区在住の方で一時的に車いすが必要な方に最長 3 か月間無料で貸し出しています。

○視覚障害者のガイドヘルパーの派遣

視覚障害者の方へ同行援護サービスを提供しています。（新規契約受付はしていません。）

北区社会福祉協議会　～アクセス～

○京浜東北線、南北線　王子駅北口より徒歩 5 分

【ホームページ】https://kitashakyo.or.jp/

令和 7 年 4 月現在

名　称	東京都北区NPO・ボランティアぷらざ　運営主体：特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構		
施設種別	市民活動の推進と協働を促進するための施設		
設置目的	東京都北区ＮＰＯ・ボランティアぷらざは、「ＮＰＯ・ボランティア活動促進指針」における「活動・参画の仕組みづくり（活動拠点の整備）」に基づき、北区が設立した全区的な市民活動の拠点です。特定非営利活動法人 東京都北区市民活動推進機構が、北区から指定管理者として指定され、運営しています。市民の非営利で、自主的、自発的に行われる公益的な活動を促進するための支援を行っています。		
住　所	〒114-8503　北区王子 1-11-1 北とぴあ 4 階		
電　話	０３－５３９０－１７７１	FAX	０３－５３９０－１７７８
設置年月	平成 15 年 11 月		
利用時間	火曜日～土曜日　10：00～21：00 日曜日　10：00～17：00	休　み	月・祝日・年末年始

活動内容

《研 修 事 業》

市民活動を活発にするための「ボランティア入門講座」「ＮＰＯ法人入門講座」「夏!体験ボランティア」「傾聴ボランティア講座」「災害ボランティア養成講座」等を始め、研修・講座を行っています。

《ネットワーク推進事業》

「夢がかなう・地域が変わる」をキャッチフレーズに、人と人、団体と人、団体と団体などとのネットワークづくりを推進するための場づくり、北区市民活動情報サイト「みにきた Web」の運営を行っています。

《広 報 事 業》

北区内外の市民活動に関する情報を収集・掲載した「ぷらざ通信」「ぷらざニュース壁新聞」の発行を行っています。

《相 談 事 業》

ＮＰＯ・ボランティア活動に関する各種相談、「ボランティア保険、行事保険」の相談・受付など専門的・個別的な相談に応じて、課題解決を支援する事業を行っています。

《活動環境整備事業》

ＮＰＯ･ボランティアの活動を物理的に支援するため、会場、印刷機や紙折り機、ロッカー、図書等の貸出を行っています。

《災害ボランティアセンターの設置及び運営》

災害が発生した場合に、北区及び北区社会福祉協議会と特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構の三者協働で北区ＮＰＯ･ボランティアぷらざに「災害ボランティアセンター本部」を設置・運営し、被災者支援のための災害ボランティア活動を調整します。

北区ＮＰＯ・ボランティアぷらざ　～アクセス～

○東京メトロ南北線
　王子駅 5 番出口直結
○JR 京浜東北線
　王子駅北口より徒歩 3 分
○都電荒川線
　王子駅前駅より徒歩 5 分

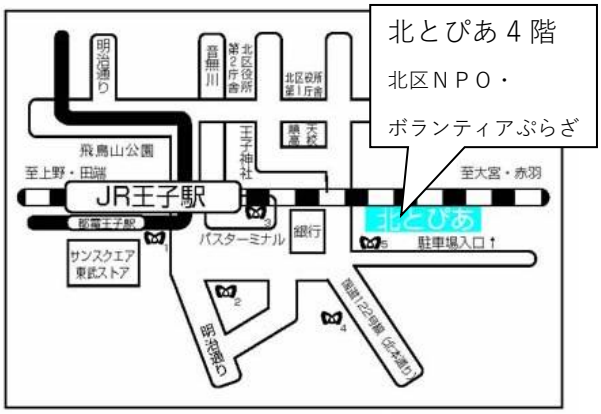

【ホームページ】https://kitaku-vplaza.tokyo.jp/　【メール】plaza@kitaku-vplaza.tokyo.jp

令和 7 年 4 月現在

名　称	**東京都立北療育医療センター**		設置主体：東京都
施設種別	医療と療育の施設		
設置目的	北療育医療センターは、病院機能を持った、障害児・者を対象とした療育機関で、医療ケアを中心に在宅障害児・者の地域生活を支援しております。		
住　所	〒114-0033　北区十条台 1-2-3		
電　話	０３－３９０８－３００１	FAX	０３－３９０８－２９８４
設置年月	昭和 60 年 7 月開院 「東京都立北療育園」（昭和 37 年 7 月開園）を移転		

医療、療育、在宅療育・生活支援の３つの事業を通じて、
ご本人とご家庭に安心をお届けしたいと願っています。

《医　療》

一般の医療機関では対応が難しい心身障害児・者への診療体制を整えています。

《療　育》

療育とは、肢体不自由児や重症心身障害児・者に対し、治療を行うとともにそれぞれの必要に応じて、機能訓練・言語治療・生活訓練・レクリエーションの提供などを通して発達支援や生活支援を行うものです。

医療型障害児入所施設・指定療養介護事業	
肢体不自由児を主な対象として、入所により、集団生活の中で、心と体の成長と発達を支援します。（定員 30 名）	心身ともに重度の障害をもつ重症心身障害者を主な対象として、入所により、医療及び生活支援を行います。（定員 40 名）
指定生活介護事業 在宅の重症心身障害者を対象として、通所により、生活していくために必要な日常生活動作、運動機能等の低下予防、医療的ケアなどの支援をします。（1 日あたり定員 30 名）	**児童発達支援センター** 6 歳未満の学齢前の肢体不自由児を主な対象として、親子で当センターに通い、ご家族にも療育の知識や訓練の方法を身につけていただけるように支援します。（1 日あたり定員 40 名）

《在宅療育・生活支援》

在宅障害児・者への支援事業として短期入所事業の他、医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・心理指導員・児童指導員・保育士・医療ソーシャルワーカーなどによる施設支援、保育所等訪問支援、外来相談・訪問など支援活動の範囲や内容は多岐にわたっています。

東京都立北療育医療センター　～アクセス～

○埼京線 十条駅南口より徒歩 10 分

○京浜東北線 王子駅より
「板橋駅行」バス乗車「区境」下車
徒歩 2 分

○王子駅、板橋駅、新板橋駅、下板橋駅より、通園バス運行あり

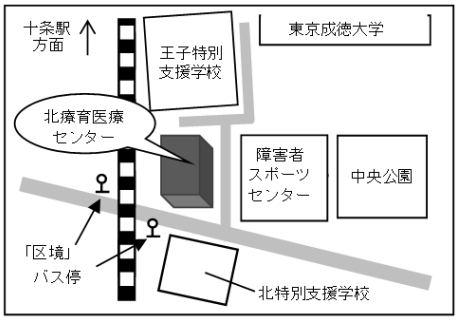

【ホームページ】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/kitaryou

令和 7 年 4 月現在

名　称	東京都障害者総合スポーツセンター　運営主体：公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会		
施設種別	身体障害者福祉センターＡ型（障害者社会参加支援施設）		
設置目的	当センターは、障害のある方々の健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。障害の種類、程度、スポーツの経験、利用の目的などに応じて支援を行います。		
住　所	〒114-0033　北区十条台 1-2-2		
電　話	０３－３９０７－５６３１	FAX	０３－３９０７－５６１３
設置年月	昭和 61 年 5 月		
利用時間	・体育館、卓球室、STT 室、トレーニング室、多目的室　9：00～20：30 ・プール　9：00～20：20 ・運動場、洋弓場、庭球場　9：00～20：20 ・集会室、研修室、印刷室、図書コーナー　9：00～20：50 ・宿泊室 ・駐車場　北側駐車場 33 台（うち車椅子使用者用駐車場　5 台）、南側駐車場 14 台 ※スポーツ施設は正午から午後 1 時の間はご利用いただけません。 ※詳しくは、センターまでお問い合わせください。		
休　み	・毎週水曜日（その日が国民の祝日に当たる場合は原則として翌日） ・国民の祝日の翌日（その日が土・日曜日の場合は開館します。）　・年末年始（12／29～1／3）		
利用対象者	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方や、同程度の障害のある方、また介護者や福祉増進を目的とする団体、その他特に都知事が認める方が利用できます。		
利用手続き	個人で施設を利用する場合は、初回に利用証の交付を受け、その後は利用証を提示して利用することができます。また団体利用や宿泊室利用の場合は、事前に来館または電話・ＦＡＸにより予約を受付いたします。		
利用料金	無料（宿泊を除く）		
事業内容	《主な事業》　日常の施設利用支援、スポーツ相談の実施、スポーツ教室の開催、記録会、地域交流事業、講習会等 障害のある方がいつ一人で来ても、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しんでいただくことができます。障害のある方の豊かな交流の場となるよう、ご利用、ご参加を心からお待ちしています。		

東京都障害者総合スポーツセンター　～アクセス～

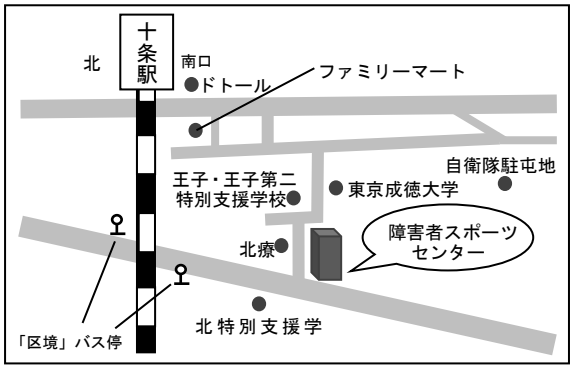

○埼京線 十条駅南口より徒歩 10 分　　○京浜東北線 王子駅より「板橋駅行」バス乗車「区境」下車すぐ

○京浜東北線 王子駅と山手線、埼京線、湘南新宿ライン 池袋駅南口より無料送迎バスを運行しています。※池袋便は西巣鴨駅を経由しています。

【ホームページ】https://tsad-portal.com

令和 7 年 4 月現在

名　称	**東京都北児童相談所**		運営主体：東京都
施設種別	児童相談所		
設置目的	児童（18 歳未満）のあらゆる問題について児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談に応じ、各種の判定、診断、援助を行います。		
住　所	〒114-0002　北区王子 6-1-12		
電　話	０３－３９１３－５４２１	FAX	０３－３９１３－９０４８
設置年月	昭和 31 年 7 月	地 域	北区
利用時間	月曜日～金曜日　9：00～17：00　（祝日・年末年始を除く） ※虐待等、緊急性のある相談には、夜間・土曜日・日曜日・祝日（年末年始を含む）も東京都児童相談センター（電話 03-5937-2330）で対応しています。		
利用対象者	18歳未満の児童		
利用方法	電話、来所		
支援内容	**このような相談に応じています** ○虐待など、子どもの人権に関わる問題があるとき。 ○保護者の病気、死亡、家出などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき。 ○わがまま、落ち着きがない、乱暴、友達ができない、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などがあり心配なとき。 ○家出、万引き、夜遊び、乱暴、薬物の習慣などがあるとき。 ○知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、自閉傾向等があるとき。 ○愛の手帳の交付に関する相談があるとき。 ○里親として子どもを育てたいとき。 ○その他、１８歳未満の子どもについての相談があるとき。 ＊相談内容については、全て秘密を守ります。		

東京都北児童相談所　～アクセス～

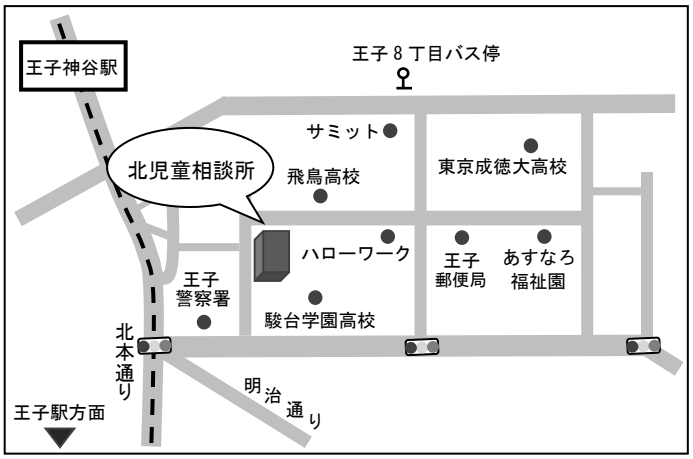

○南北線 王子神谷駅より徒歩 7 分

○京浜東北線 王子駅より徒歩 12 分、又は「新田 1 丁目行」等バス乗車「王子四丁目」下車徒歩約 3 分

【ホームページ】https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jicen/info/jisou_info/kita

令和 7 年 4 月現在

名　称	東京都北区医療的ケア児等コーディネーター　運営主体：北区		
施設種別	区役所（委託事業）		
設置目的	医療的ケアを必要とする児童（者）及びご家族などのための、総合的な支援体制の充実		
住　所	〒115-0043　北区神谷 1-13-10　Kourt　K3　1 階（あすか山訪問看護ステーション内）		
電　話	０３－６９０３－０３１３	FAX	０３－６９０３－０３１３
設置年月	令和 6 年 4 月	利用定員	なし
利用時間	月・水・金　9：00～17：00	休　み	火・木・土・日、祝日、年末年始
利用対象者	北区在住の医療的ケア児（者）のご家族、支援者など　＊18 歳以上の方もご利用頂けます		
利用料金	なし		
概要	**医療的ケア児等コーディネーターがさまざまなお悩みに寄り添います！** 「聴かせてください　子どものこと、あなたのこと。」 私たちは、医療的ケアを必要とする、すべての児童等及びご家族等のための、総合的な支援体制の充実を目指しています。 ●相談対応…医療的ケア児等及びそのご家族等からの各種相談に対し、電話やメール、面接、訪問などで柔軟に対応します ●情報収集及び情報提供…医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関と連携を図り情報提供をします ●地域づくりの促進…関係機関とのネットワーク構築や人材育成の支援を行います お友達追加で相談できます		

東京都北区医療的ケア児等コーディネーター　～アクセス～

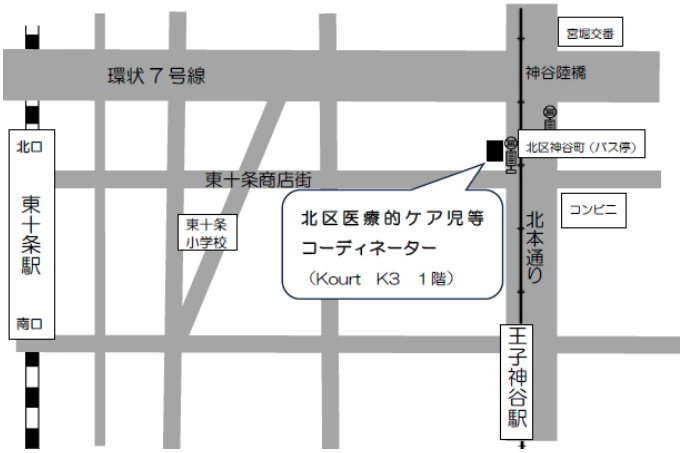

〇東京メトロ南北線　王子神谷駅より　徒歩約 5 分　〇ＪＲ京浜東北線　東十条駅北口より　徒歩約 12 分

【ホームページ】　https://www.jvnf.or.jp/asukayama/（準備中）

令和 7 年 4 月現在